

令和3年度 第1回 全国あんしん探偵業協会 教育研修会

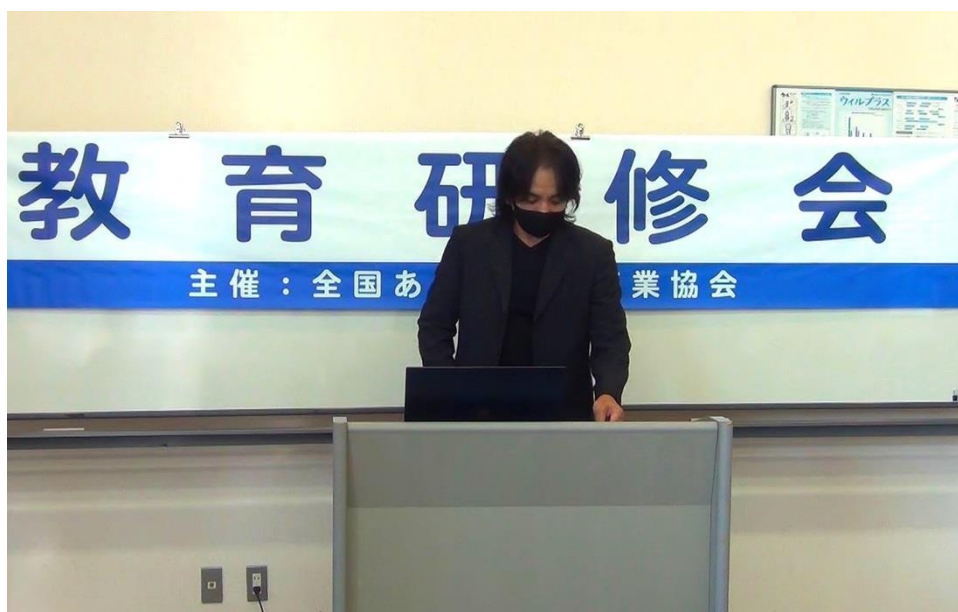
日時 令和3年11月4日(木) 13:50~16:45

場所 ウィルあいち 1階 セミナールーム 1 (オンライン同時開催)

愛知県名古屋市東区上堅杉町1番地

(司会) 理事 近藤 かえで

開会の辞 13:50 専務理事 坂井 利行



主催者挨拶 13:55 会長 西橋 和久



1 時限目 14 : 00 ~ 15 : 00

ストーカー規制法、迷惑防止条例と探偵業の係り

愛知県弁護士会所属 弁護士 都筑 さやか 氏



ストーカー行為規制法の改正経緯から規制される行為類型、警告、禁止命令などをわかり易く説明頂き、愛知県での迷惑防止条例を題材に探偵業が関わる可能性のある注意点を質疑応答などを交えて説明。

今回、新たにストーカー行為規制法で規制対象となった GPS 機器による位置情報の記録について、GPS 設置行為や位置情報の取得行為の全てが規制対象のストーキング行為ではなく、

- ・ 特定のものに対する恋愛感情その他の行為感情またはそれが満たされなかったことに対する怨根の感情を充足する目的で行われることや、反復性も必要となる。

また、探偵業においては業務で追尾や撮影など類似行為を行うことはあるが目的がストーカー規制法の対象外と考えられがちではあるが、**迷惑防止条例の方で取り締まりの対象になりうるので注意が必要となる。**

2 時限目 15 : 10~16 : 00

生活相談の実態と探偵業に関する相談事例について

県民生活部県民生活課 係長補佐 寺沢 静加 氏



興信所（探偵業）に関する相談件数は、下降気味ではあるが一定数存在する。多くは解約や返金に関するトラブルが多く、事例として

夫の浮気調査を頼もうと探偵業者に連絡をした。指定された場所で会い、契約したが、内容が違っている部分があり、解約を申し出たが「既に日程を割いている。早く証拠をつかまないと泣き寝入りになる。」と言って解約に応じてもらえない。

解約トラブルの他に最近では、投資詐欺などで被害金額を取り戻す内容を謳う業者も多く存在し消費者の二次被害に繋がっている傾向にある。

最後に、県民生活課より探偵業者へのお願いとして

・費用の内訳、追加料金の有無、解約時のキャンセル料について、わかりやすい説明をして頂くようにお願いします。

3時限目 16:10~16:50

「業界の向上に繋がる個々の意識」をテーマにオンラインと会場の会員でグループを作り討論を行った。討論後、各グループの代表が意見を発表。



閉会の辞 16:40 副会長 黒川 靖文

